

運転免許関係事務の委託に係る公安委員会 認定審査の申請について

運転免許関係事務事業については、宮崎県公安委員会が本事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法人に委託することといたします。

なお、本運転免許関係事務委託契約の入札に参加を希望される方は、下記のとおり、宮崎県公安委員会が行う審査を受け、認定されることが必要です。

注) 上記「法人」については、法人格を有するものであればその種類を問わず、具体的には株式会社、有限会社等の会社のほか、公益法人、特殊法人、非営利活動法人（NPO法人）、さらには市町村等の地方公共団体も含まれます。

記

【運転免許関係事務】

1 運転免許関係事務の意義

道路交通法（昭和35年法律105号。以下「法」という。）第108条第1項に基づき、運転免許に関する更新情報等提供事務、運転免許更新に関する事務、運転免許証の交付等の事務（以下「運転免許関係事務」という。）をいいます。

なお、運転免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人に委託することができる（法第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第31条の4の2）と規定されています。

2 委託方法

本業務は、各種運転免許申請者等（以下「申請者等」という。）に対して適正、公平かつ迅速な事務手続が強く求められる業務であります。このようなことから、必要かつ適切な組織及び能力を有する法人による事務手続を、全ての申請者等が県内一律平等に受けられるようにするため、県内で実施する本業務を一括して委託するものです。

3 履行場所

(1) 宮崎県総合自動車運転免許センター（以下「宮崎運転免許センター」という。）

宮崎市阿波岐原町前浜4, 276番地 5

(2) 下記警察署に近接する場所

ア 日南市中央通1丁目9番地1

日南警察署

イ 串間市大字西方3, 914番地1

串間警察署

ウ 小林市堤2, 928番地1

小林警察署

エ えびの市大字原田3, 100番地1

えびの警察署

オ 宮崎市高岡町飯田209番地

高岡警察署

カ 西都市小野崎2丁目44番地

西都警察署

- キ 児湯郡高鍋町大字持田3,382番地2
高鍋警察署
- ク 日向市鶴町2丁目1番13号
日向警察署
- ケ 西臼杵郡高千穂町大字三田井1,200番地1
高千穂警察署

4 委託事務の内容

法第108条第1項に規定する運転免許関係事務のうち、宮崎運転免許センター及び各警察署（以下「各履行場所」という。）で取り扱う委託事務は次に掲げる事務の実施に関する事務とします。

(1) 宮崎運転免許センターで行う事務

- ア 運転免許更新予定者に対する更新情報・高齢者講習等情報の提供事務及びこれに付随する事務
- イ 運転免許証の更新に関する事務、更新の特例に関する事務及びこれらに付随する事務（再交付同時更新、期間前更新を含む。）
- ウ 運転免許証の再交付申請に関する事務
- エ 免許証の記載事項変更に関する事務
- オ 運転免許証の返納（申請取消し）に関する事務
- カ 運転経歴証明書の交付申請に関する事務
- キ 新規及び更新運転免許証の交付事務及びこれに付随する事務
- ク 各種登録票、住民票等の整理・保管
- ケ 運転免許に関する問合せに対する教示
- コ その他

(2) 各警察署で行う事務

- ア 免許の更新申請に係る事務（宮崎北、宮崎南、都城、延岡の各警察署を除く。）及びこれに付随する事務
- イ 運転免許証の交付に関する事務

【委託期間】

令和元年10月1日から令和4年9月30日まで

【公安委員会の認定要件】

- 1 道路における交通の安全に寄与することを目的としていること。
- 2 本業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人で、次の要件をいずれも満たすものであること。

(1) 組織

- ア 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が、法51条の8第3項第2号イからへまでのいずれにも該当するものでないこと。
- イ 主たる事務所を県内に有していること。
- ウ 本業務全体を掌握、管理して事務処理の総合的な連絡調整及びトラブルや事故等の防止を図るため、専任の委託事務管理責任者（以下「管理責任者」という。）

及び管理責任者不在時の代行者（以下「管理代行者」という。）各1名を宮崎運転免許センターに配置すること。

なお、管理責任者は、道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に3年以上の経験を有する者又は自動車等の安全運転に関する業務について必要な知識及び経験を有する者を選任すること。

エ 履行場所の全てに、次の要件を満たす現場責任者各1名を配置すること。

○ 業務の管理、職員の指導及び監督に当たる能力を有すること。

○ 本業務に係る申請者等からの意見、要望、苦情及びトラブル等に対して適切に対処し解決する能力を有すること。

なお、宮崎運転免許センターの現場責任者は管理責任者又は管理代行者を、その他の現場責任者は職員を兼ねることができる。

オ 各履行場所においては、委託事務を遂行するのに必要な人員を、それぞれ業務処理時間中に常時配置すること。

なお、宮崎運転免許センターで実施する日曜更新業務においても、委託事務を遂行するのに必要な人員を配置し滞りなく業務を実施すること。特に、1月中の日曜日及び5月連休後の日曜日は、多数の来庁者が予想されるので、標準配置人員より増員して対応すること。

カ 委託業務に従事する職員に急な欠員や欠勤が生じた場合、その補填が速やかに行えるなど、本事務を適正かつ継続的に実施することができる体制が確保されていること。

キ 委託事務に従事する者は、警察職員に準じた清潔感のある端正な服装とし、常に整った身だしなみを心がけること。

ク 法人税、消費税及び県税並びに社会保険料（健康保険（政府が保険者であるものに限る。）、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険にかかる保険料）を滞納していないこと等経営の健全化が確保されていること。

ケ 管理責任者及び委託業務に従事する職員が、直接的な雇用関係にある者であること。

コ 宮崎県個人情報保護条例（平成14年条例第41号）第14条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置が講じられていること。

サ 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていない法人であること。

シ 令和元年10月1日に本件契約の着手ができ、委託業務を同日から確実に履行できる者であること。

【申請手続等】

1 申請手続

(1) 審査資料（様式用紙等）の配付期間

令和元年6月26日（水曜）から8月2日（金曜）までの
午前8時30分から午後5時まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 受付期間

令和元年7月5日（金曜）から8月5日（月曜）までの

午前 8 時30分から午後 5 時まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 申請書の提出及び問合せ先

宮崎県警察本部交通部運転免許課免許係

郵便番号880-8555 宮崎市阿波岐原町前浜4, 276番地 5

電話番号0985-31-0110 (内線755-230)

(4) 提出方法

前記【申請手続等】 1 (3)の場所に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付してください。（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明できるものとしてください。）

(5) 提出部数

1 部

2 事前説明会

(1) 日時

令和元年 7 月 5 日(金曜) 午後 2 時30分から

(2) 場所

宮崎市阿波岐原町前浜4, 276番地 5

宮崎県警察本部交通部運転免許課 3 階会議室

※ 委託事務の具体的な概要等について説明を行います。この説明を受けないと認定審査申請ができないというのではなく、説明を受けるか否かは、認定審査申請をされる法人の任意です。

3 審査結果の通知

審査結果については、電話で通知するとともに、「公安委員会認定結果通知書」を郵送して通知します。

なお、通知書受領後、同封の「公安委員会認定結果通知書受領書」を返送してください。

4 認定審査に必要な書類

(1) 運転免許関係事務委託に係る公安委員会認定審査申請書

(2) 事業概要書

(3) 登記簿謄本（登記事項証明書を含む。）

(4) 印鑑登録証明書

(5) 県税（地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを証する書面

(6) 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がないことを証する書面

(7) 直近の決算報告書

(8) 個人情報の適切な管理のために必要な措置が講じられていることを示す内規等

(9) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名及び住所等を記載した名簿

(10) 役員全員について、道路交通法第51条の8第3項第2号イからへまでに該当するも

のでないことを誓約する書面

- (11) 各履行場所の現場責任者を明確に記載した委託事務に従事する全職員の名簿
- (12) 委託事務管理責任者履歴書、委託事務管理代行者履歴書

5 公安委員会認定の有効期間

令和元年10月1日から令和4年9月30日まで

6 その他

- (1) 本件契約の入札に参加する者は、「宮崎県公安委員会の認定」の他、入札要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されることが必要となります。

なお、競争入札参加資格審査の申請は、宮崎県総務事務センターにおいて随時受け付けています。

- (2) 提出資料等に係る費用は、各提出者の負担となります。
- (3) 提出資料は返却しません。